

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則等の一部改正案」の概要

令和元年8月

1. 改正の趣旨

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている法律について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を整備する「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が公布された。これに伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則等の省令において成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものについても、整備法による見直しを踏まえ所要の改正を行う。

2. 改正の内容

①使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「自動車リサイクル法施行規則」という。）の一部改正

イ. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第45条第1項第1号、第56条第1項第1号及び第62条第1項第2号イ並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第16条第1項第2号イに規定する「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者」として、精神の機能の障害により使用済自動車の引取り、フロン類回収、解体、破砕又は特定再資源化等物品の再資源化等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を定める。

ロ. 自動車リサイクル法第28条第1項第1号の主務省令で定める基準のうち、再資源化に必要な行為を実施する者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項（自動車リサイクル法施行規則第30条第1項第1号イ）に代えて、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とするを規定する。

ハ. 自動車リサイクル法第61条第2項、第63条第2項、第68条第2項、第70条第1項及び第71条第2項の主務省令で定める解体業及び破砕業の申請及び変更の届出における提出書類について、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書（自動車リサイクル法施行規則第55条第1項第5号、第7号～第10号及び第11号ロ、第58条第1号、第4号～第6号、第8号、第10号及び第11号、第60条第5号、第7号～第10号及び第11号ロ、第63

条第2項第5号、第7号～第10号及び第11号並びに第64条第1号、第4号～第6号、第8号、第10号及び第11号)に代えて、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを確認するために必要と認められる書類とすることを規定する。

②容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「容器リサイクル法施行規則」という。)の一部改正

イ. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7年政令第411号)第9条第2号に規定する「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者」として、精神の機能の障害により、分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。)を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を定める。

ロ. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第15条第1項第1号の主務省令で定める基準のうち、受託者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項(容器リサイクル法施行規則第12条第1号イ)に代えて、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者として規定する。

③特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成12年厚生省・通商産業省令第1号。以下「家電リサイクル法施行規則」という。)の一部改正

イ. 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第4条第2号に規定する「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者」として、精神の機能の障害により特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等に必要な行為を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を定める。

ロ. 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第23条第1項第1号の主務省令で定める基準のうち、受託者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項(家電リサイクル法施行規則第9条第1号イ)に代えて、精神の機能の障害により再商品化等に必要な行為を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者として規定する。

④使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令(平成13年厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号)

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第27条第1項第2号の主務省令で定める基準のうち、受託者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項（使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令第1条第2号）に代えて、精神の機能の障害により自主回収及び再資源化に必要な行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とすることを規定する。

3. 施行日

令和元年12月14日